

第五回 参議院文部委員会會議錄第十八号

昭和二十四年五月二十二日(日曜日)午後二時四十四分開会

本日の會議に付した事件

○國立學校設置法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(田中耕太郎君) 只今より開會いたします。

○河野正夫君 十二條の点について第十三條と関連をして実例を挙げて質問をいたします。この別表に決められた教職員の定員というものは一体どういう標準或いはどういう手続によつて決定されたかというのが私のお尋ねしたいことなのであります。一例を申し上げますと、東京工業大学九百十八名の総定員のうち、將來政令を以て發布されるべき内容を予め通達したと言われる発学三百十二号の内容から見ますと、事務職員において七十七名現実よりも多く、教務及び技術職員において八十七名少いという、こういう実情にそぐわない通達が行つてゐるのであります。まあこれは一例に過ぎないけれども、とにかく沢山の大学においてこういうことが多々起るのではないかと、思ふ、そこでつまりこの表に掲げる定員、更にその内容として考えられておる各項目別の人数というふうなものは、本当に包括すべき各学校或いは新大学の設置委員会といったふうなふうなものとかよく連絡をとつてやつておるかどうか、又それについては講座数とか何とかいう方面からも標準が立つて、それで査定したというふうな事実

があるのかどうか、その点を明瞭に承りたい、こういうのであります。

○政府委員(棚本孝弘君) 今回の通牒は、申しましたのは新制大学の発足が目途に迫つておりますので、予算の点につきまして一應準備をいたすという意味において学校に内報したのでございまして、その数字は勿論國會の御承認を得ましたあとで正確な数字につきましては学校当局と十分打合せの上で決定をする予定にいたしておるのでございまして、現に近くこの國會終了後大学の事務当事者に来て貰ひまして十分話し合ひをするということにいたしておるのでございまして、今お尋ねになりましたこの表を作りましたのは、今度の新制大学につきましては幾つかの専門学校等が大体合併して成つたのでございまして、その定員は各学校に割当てておりました予算定員を機械的に集めて、これを今まで組まれておりました予算の種類に應じてこれを計上したのでございまして、今お尋ねの工業大学の例の場合でも分りますように、實際にはこの定員につきましては各大学におきまして事務職員と教務職員との間に学校の事情によつて予算定員と異つた任用をいたしておつたのでございまして、その点で相当な實際の定員とは開きがあり得ると考えます。ただその際に具体的に今申しました数字が果して正確であるかどうかは、私共ももう一遍調べないと分らないのでございまして、例えば事務職員が七十七名も現在のものよりも多いと

いうことは、恐らく私が想像いたしましたものに、この事務職員の中には守衛でありますとか、いわゆる雇傭人までも計上しておりますので、それらの者を入れて考へておるかどうかということとは尙調査を要すると思ひます。併しその点をのけましても、この点につきましては今申しましたような關係がございまして、實際におきましては、今後学校の實情に合ひますような定員の決め方をいたして参りたいと思ひるのでございまして。

○河野正夫君 最後にもう一つ伺いたのですが、この定員がずつと決まつておりますが、或る政府委員が学校当事者に対して内輪話をしたということをお聞きしております。それによりまして、新制大学が発達するに當つて現在の各大学になるべき学校の職員のいろ／＼な職種内容などの動きによつて相当数退職をしなければならぬのじゃないか、若しこの國立学校設置法の別表乃至予定されておる政令についてそれでないとしても、全然無關係な方面から、いわばいわゆる定員法によつてそういうことが来るのではないかと、こういうので、この点についてでも新制大学の出發に當つて甚だ面白くない不安を起してゐるのであります。これは定員法の方に重点があつてそういうことが起つてゐるのかも知れませんが、私のこれに関連して質問したいのは、政府は大学はもとより小学校の方をも含めて教職員の整理は行わないという言明をしてゐる

のでありまして、いわゆる行政整理は行わないという言明をしておるのでありますけれども、現実にはそういうものが出て来るというのを先程申しましたように、予想せざるを得ないというところであります。それが事実であるかどうか、そして更に予想せられることが事実であるとすれば、この人々の退職手当は定員法による行政整理の面からは何ら触れられないというので、非常に不合理であるというやうなことを聞くのであります。それが、それはどうなつておるか、この点について。

○政府委員(棚本孝弘君) 現在の定員法は教育職員につきましては定員のまゝ、事務職員につきましては欠員の二分の一が減少しておるわけでございますが、従ひまして現実の意味におきましては行政整理その他具体的な人の減少、いわゆる職を離れるということはこの定員法からはないのでございまして、只今申されましたことにつきましては私共思ひ当りますのは、実は各学校と新制大学を作ります場合に私共の一つの予定人員をいたしまして各学校の教授の定員二割増を以て計画をいたして貰つたのでございまして、従ひまして二割増の程度におきまして講座その他組織をいたしまして、外部から相当な優秀な人を入れ得るというやうな計画をして参つたのでございまして、而かも最後まで相當の教授の増員を我々として努力して参つたのでござい

ますが、行政整理をしない代りに現在の定員の範囲内においてこれを実施しなければならぬという実情になりましたので、それらの新らしく入つて来るように約束をしておりました先生方は、これはもはやこれ以上新たにお願いすることができないかも知れないというところは申し参つておるのでござい

ます。ただその場合でも現在欠員がおりますれば多少は勿論可能であるのでございまして、今おる人を罷めて頂かないのでございまして。尙新制大学につきまして大學設置委員会に掛けまして一應教員組織の審査をして貰つたのでございまして、そのまゝ大学の教授になることは必ずしも適當でないと思ひました。されば新制の大学が残り限りにおきましては直ちに罷めるといふやうな問題は起つて参りません。で、先生につきましては全然行政整理ということは考へておりません、従つて退職者に対しては行政整理の退職金が適用されるやうな場合はないと考へております。

○岩間正男君 この前私のしました質問に関連することでありまして、今日は大臣が見えておられますので、改めて質問したいと思ひます。その第一の要點は、この法案を審議する上において明かにして置かなければならぬのであります。大学設置委員会と國會との審議の關係であります。聞くところによりますと、委員会において決定された修正であつてもこれは一應大学

設置委員会に掛けておいてその決定の結果に従わなければならないというようにこの審議の過程に衆議院の方に起つたという事実を私は聞いておる、こういうようなことが果してあるのか、あるとすればこのようなことは一体国会の審議権とどのような連関を持つのであるか、これは今後の国会の審議の続行に当りまして非常に重大な問題であると思ひますので、この点特に大臣から明かにして貰いたいと思ひます。これが第一点……

○左藤義隆君 議事進行について……この問題は昨日岩間委員は欠席でございましたが、政府委員と相当問答を往復したのであります。重複になると思ひます。

○岩間正男君 速記が見えておりますので、殊にこの問題を明かにして置くことが必要だと思ひます。特に大臣に要求します。

○委員長(田中耕太郎君) それでは記録にとどめる意味におきまして簡単に……

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 昨日詳しく御説明があつたのでありますから、成るべくなら一つ、同じ質問は同じ委員会では繰返して頂きたいと思ひます。併しお答えをいたします。只今の御質問は学校教育法によりまして、大学の設置につきましては大学設置委員会に諮問して文部大臣が決めるというところになつておる、それで文部大臣が決める場合に設置委員会の意見を聴くわけでありまして、それと国会へ法案として出された場合に国会でこれを審議する、この審議権との関係がどうか、こういう御質問じゃないかと思ひます。私の考えをいたしましては国会の

審議権は無論独立してあるものと考えております。併しながら学校教育法の精神も無論尊重すべきものであらうと思ひますので、技術的な手続といたしましては成るべくならばやはり大学設置の場合は設置委員会の意見を聴くのが至当であらうと思ひますのであります。法制的な見解といたしましては国会が学校教育法に規定されております設置委員会によつてその審議権を制限されるものとは私は考えておりません。

○岩間正男君 私の聴きたいことは、大学設置委員会というものは一体諮問機関であるか、それとも執行機関なのかどうかということ、それから事前に文部省が参考意見を聴き、原案を立てる場合にそういう意向を聴かせることは一向差支ない、そういう審議会があつても、併しながら国会が例えば審議の過程において修正を要する、そういうような修正事項についてもう一度これを大学設置委員会に戻してそうしてその方の一應の検討を経なければならぬというようにすることが大体あり得るか、どうか、そういうところの見解を聴いておるのであります。ですからその点に対する明確な御答弁を頂きたい、今の御答弁ではどうも十分でないと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) お答えいたします。文部省の最初の原案の中に、設置委員会に掛けて確定してなかつた点につきましては、あとから設置委員会に諮問した、こういう点だらうと思ひます。そういう事実は確にありました。が、決して国会の御要求によつてやつたわけでもありません、文部省が自発的にやつたわけでもあります。そうして若

しもそういうことが、若し前から地元等の相談によりまして、はつきり解決ができて、案がでるものでありまして、たならば、国会へ原案として出す前に、設置委員会に諮問をしてやるべきであつたのであります。併し地元方面の非常な熱望があり、又或る程度におきましては、地元方面の要望にも理由がないわけではないということから、一層研究をしようということ、原案をはつきりさせないで残しておつたわけでもあります。ところが地元方面でも国会に掛かつて各地の新制大学が出版をするということになるとすれば、やはり未解決になつておる方面の、地元方面でもなにかこの際はつきり決めた、こういう要望が非常に強く出て来たのであります。そうしてそういうところからいづれ国会で審議されるにつきましては、その御参考になるように、設置委員会に諮問しまして、意見を聞いた、これが事実であります。

○委員長(田中耕太郎君) ちよつと申上げますが、文部大臣は衆議院の本院に社会教育法案が今上程されるのであります。もう直ぐだそうでございますから、一言だけ……

○岩間正男君 大体原案として出された、これは政府の責任で私は出されると思ひます。そうしてそれが離された限りは国会の責任じゃないかと私は把握しております。その過程において、設置委員会ではまだ十分に検討しない問題があつたから、それでこれは文部省の参考意見として出された、こういうようなことで、そういうふうにして今のお話をなにしていいわけですか。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 只今のお話しはつきりいたしません、無論文部省原案は初め出した通りであります。併し御承知のように、各地の新制大学設置につきましては、地元と協議をして、原案を作ることになつておるわけでもあります。で地元から何とかして早くその原案を作つて呉れという非常に強力な要望が文部省の最初の原案を出した後にあつた、その結果として、文部省は設置委員会に諮問した、こういうことになるのであります。

○高良とみ君 この定員についてお伺いしたいのであります、特にこの東京文科大学の定員、それから東京藝術大学の定員、順々に申し上げます。東京文科大学の、今度は教育大学になつたその経過を一應承つて記録にとどめて置きたいこと、そのことによつて教授数が増えるか、ないかということとを伺いたいのであります。

第二点は、東京藝術大学の定員数であります、別表によりまして、二百九十四人となつておるの、外の定員調におきましては九百二十六名になつております。非常な差があるのです、どちらが本当であり、どちらに行く方針であるかということが第二点。

とを第三点として伺いたい、内容は、教授数と、経過と名称のことについてお伺いしたいのであります。

○政府委員(日高第四郎君) 教授数のことは別の政府委員からお答えいたします。

東京教育大学、これについて名称を衆議院でお修正を頂いたのであります、これにつきまして、多少現在問題が起つておると思います。更に昨年一應申上げたと思ひます。更に昨年の夏に、東京文科大学と東京高等師範と東京農業教育専門学校と東京体育専門学校と、この四つが集りまして、一つの大学を作ります、つきまして、いろいろ名称の選択等について意見の不一致があつたのであります、私共といたしましては、この大学が東京帝國大学と、従来の東京帝國大学と違つた特別の存在理由と、性格とを明らかにいたします点で、教育大学にいたしてはどうかという案を提示いたしました、一應四校の代表者の間でその名称を認めたのであります。その後文理科大学の側におきまして、東京教育大学という、その教育大学という名称には、過去のいわゆる範師学校の昇格運動と連関するような点もありまして、これを是非避けて欲しいというやうな話もありましたので、本年の初めに更に話し合ひをいたしまして、東京文科大学という名称で、相互の間の多少の不一致はあつたのであります、折合によつて東京文科大学という名前になつたのであります。この東京文科大学に文部省が期待いたしておりますのは、教育の問題並びに原理的な、実証的な研究を徹底的にやつて頂くことと、これと連関して、文科的、理科的

な学問の理論的研究をも期待するといふ第一点と、第二点とは、その学問的研究を前提としたし、これが應用によつて全國に模範的な教育養成の大學になつて欲しい、こういう二つの点を四校の代表者には話をいたしまして十分なる了解が得たのであると信じております。併し後で教員養成が目的であつて、學問はその單なる手段であるといふような見解も出て参りましたので、文部省といたしましては、その學問研究は學問研究として独自の意味を持つておるのであつて、その學問研究を前提に、必要條件として教員養成の大學にして欲しいのだ、こういうことで了解を更に深めたわけでありませう。この意味において、二本建という御質問がありましたけれども、そういう意味においては二本建と申してよいと思つております。但し單純に學問や純粹な理論だけを研究するのではなくて、同時に應用や實用の方面をも結び付けて考えることを念願いたしておるわけでありませう。この意味において文部省といたしましては、東京文政大學で、双方の結合の決つたものを原案として出したのでありますが、これについて御批判がありまして、教育大學の方が一層適切であるという結論を頂いたわけでありませう。それからお茶の水女子大學のことにつきましては先程も御質問が出たのでありますが、始めに東京國立女子大學という名称を選んで來られたのでありますが、大學設置委員會においていろいろ論議がありまして、東京大學と特別な連関があるといふような誤解も正する恐れがあるし、又東京女子大學といふものが現実に前から存在して

るのであるから、それと紛わしいといふ意味においてこの名稱は一應適切でないから、これを何とか変えろといふような話がありましたので、これについては東京女高師の方でいろいろ検討された結果、お茶の水大學という名稱を持つて來られたのであります。それを原案にいたしたわけでありませう。
○委員長退席、理事若木勝藏君委員長席に着く
○岩間正男君 ちよつと動議を提出したいのですが、本會議のりんが鳴つておるので、ちよつと一時委員會を休憩して、本會議の終了を俟つて……。免許法案が掛かるというやうなときですから、是非その間休憩したいと思ひます。

○「賛成」と呼ぶ者あり
○理事(若木勝藏君) 今の岩間君の動議についてお諮りいたしますが、如何ですか。
○左藤義詮君 免許法が済み次第直ぐに再開ということに……
○理事(若木勝藏君) それではさうに決定していいですか。
○「異議なし」と呼ぶ者あり
○理事(若木勝藏君) それでは休憩いたします。

午後三時三十分休憩
午後四時三十分開會
○委員長(田中耕太郎君) それでは委員會を開会いたします。第十二條まで進行いたしておりますが、別に御發言がなければ第十三條。
○政府委員(稻田清助君) (國立學校の職)
第十三條 各國立學校(附則第三項及び第五項に規定する學校を含む

む。)に置かれる職の種類及び定員については、文部省令で定める。
○委員長(田中耕太郎君) 第十三條は別にございませうか、第十四條。
○政府委員(稻田清助君) (國立學校に置かれる職員の任免等)
第十四條 國立學校に置かれる職員の任免、懲戒その他人事管理に關する事項については、國務公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の定めるところによる。

○委員長(田中耕太郎君) 第十四條について別に御發言ございせんか、ありませんければ第六章。
○政府委員(稻田清助君) 第六章雜則(命令への委任) 第十五條 この法律又は他の法律に別段の定めのあるものを除く外、國立學校の組織及び運営の細目については、文部省令で定める。
○委員長(田中耕太郎君) 第十五條につきまして、御發言ございせんか、ありませんければ附則。
○政府委員(稻田清助君) 附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條の規定は、學校の修業年限及び学年の進行に關しては、昭和二十四年四月一日から適用があるものとする。
2 左に掲げる勅令は、廢止する。
3 第三條に規定する大學は、それぞれその包括する學校の課程を存置するものとし、それらの課程の履修、卒業及びそれらの課程を担当する教職員の身分等に関する事項並びに第三條に規定する大學に包括する學校に附置される學校については、なお従前の例により取

り扱うものとする。
4 前項の規定の実施に關し必要な事項は、文部省令で定める。
5 學校教育法第九十八條の規定による學校のうち、國立大學に包括されないで、当分の間、なお従前の例により存続するものは、左に掲げる通りとする。但し、東京醫學齒學專門學校は、昭和二十五年三月三十一日まで、東京醫科齒科大學、大阪工業專門學校及び大阪青年師範學校は、昭和二十六年三月三十一日まで、存続するものとする。

東京醫科齒科大學
東京醫學齒學專門學校
秋田齒山專門學校
秋田師範學校
秋田青年師範學校
上田織維專門學校
大阪工業專門學校
大阪青年師範學校
水産講習所のうち、東京水産大學に包括されないもの(第二水産講習所)については、水産講習所官制は、別に農林省の設置に關する法律が制定施行されるまでの間、なお効力を有する。
7 従前の規定による國立の大學の大学院は、當分の間、なお従前の例により取り扱うものとする。
8 國立大學に包括される學校に置かれる職員の定員は、それぞれその學校に包括する國立大學の職員の定員に含まれるものとする。
9 第五項に掲げる學校に置かれる職員の定員は、別表第四による。
10 第十二條及び前項の規定は、別に政府職員の定員に關して定める法律の適用に影響を及ぼすものではない。

11 國立學校のうち、東京水産大學は、第一條第二項の規定にかかわらず、昭和二十五年三月三十一日まで、農林大臣の所轄とする。
12 第八條、第十三條、第十五條及び第四項中「文部省令」とあるのは、前項に定める日まで、東京水産大學にあつては「農林省令」と読み替へるものとする。
13 第四章に定める國立の各種學校は、昭和二十五年三月三十一日まで、存続するものとする。
以下は朗讀を省略いたします。

○岩間正男君 重要な條項の審議のときに、やはり関連を持つておられる人が出席されないで、どん／＼進められたやうですが、その場合には出席を求めてやつて頂きたい、これを要求します。
○「異議なし」と呼ぶ者あり
○「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(田中耕太郎君) これは過つて御質疑をおやりになつても、ちよつとも差支ありません。
○岩間正男君 それは分つておるので、この前もそうなんです。この前も委員の出席を待つてやつた例があるので、それと深い関連を持つておられる人を予想しておるときには、そういう人の集りを持つてやつて頂きたい、民主的な運営のことについては私は切望したい。

○堀越謙郎君 会期が迫つておる際に、この前も岩間君の趣旨のやうなことを言われたので、特に今日に延ばしたのです。更に延ばすといふことになれば、恐らくこれは間に合わない、そ

員の総数の方がここに掲げております定員総数より百二十三名少いのであります。この開きは先般もお答え申し上げます。

げたように教員については整理をしない、事務職員は欠員の半数を整理する

という方針を立てまして、予算を作り
ました場合には大学の病院の事務職員

については手を付けない予定であつたのでありますが、やはりそれも外の事

務員並みに欠員の半数を落すというこ
とになりましたので、この百二十三名

の開きが生じて参つたのであります。

○堀越鐵郎君 河野君の質問と多少重

復いたしますが、この法律案を見ま
すると、政令又は省令で決めるとい

ようなことが多数に散見するのであります。それは將來大学の自治を取上げ

るのであるというよりなことで非常な不安を抱いておる教授なり学生がおる

のであります。これを理由として一部
争議が起りかけておる際に、こうい

省令、或いは政令というものを一歩間違ふと、將來非常に寒心に堪えないよ

うな事態が起りやしないかと思ひますので、これの取扱について政府のはつ

きりした見解をお伺いして学生なり教授なりに対して不安の念を除かれるよ

うにしたいと思うのでありますが、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(日高第四郎君) 先程御答弁申上げましたように、大学法試案と

普通に呼ばれております法律案の内容は、主たる目的は大学の学問及び教育

の自主性を如何にして確保すべきであるか、如何なる方法によつてこれを

確保し得るかというところに問題がありまして、望むことは大学の自主性

の確保という基準でありますので、そ

これについても先程申しましたように成るだけこれは時間の余裕もそう沢山はございませんので、大仕掛けなことではできないと思うのでありますが、できるだけ大学の代表者たちと打合をいたしまして、適当に自主性の確保に資するよう規定したいという方針であります。

ます。昨日も審査をいたしましたので、或いは重複する分があるならば委員長の方で仰せ下されば質問を取消します。遡つての質問でありますが、第八條の講座その他のことを省令で定めるとありますが、何故この法律で、大體話合が各大学の講座についてはでき

ものを何故ここで決めたかたのであるか、この法律の本文において不可能であるならば、施行法というようにものを別に掲げるなり、或いは暫定的なものであるならば附則などでも決め得られると思うのであります。別表というふうにでもすれば、ずっと並べれば

ます。それが何故ここでこの法律の上に載せることができなかったか、更に、もう一つは今後この省令で定めるとありますが、すでに文部省では相当直ちに出發し得るように用意ができています。それらの講座を定める場合の手続が各大学と遺憾なく円満に協

○委員長(田中耕太郎君)　ちよつと申上げますが、この点も昨日相当に詳細な答弁がございましたので、簡単に局長から……、速記を止めて。

○委員長（田中耕太郎君） 速記を始め
て。
○河野正夫君 それから第四條の研究
所の附置の問題ですけれども、聞きま
すところによると、この表に抜けてい
るものがあるということがあつたので
すが、この件も審議は済んだのです

○委員長(田中耕太郎君) それも済みましたが、抜けているものはないということですよ。

○河野正夫君 具体的な例を挙げての質問はありませんか。

○委員長(田中耕太郎君) 一般的な問題でした。具体的な点があれば質問し

○河野正夫君 山梨高校の醸酵研究所、或いは九州大学の附属の木材研究所というのがあつたのですが、これは京大の方になつてはいないかと思ひます。それで九州大学の方にない、これは勿論各大学当事者の話合で研究所が移轉するとかいうことがあつたならば

とすれば抜けているだけの理由があつて、廃止しようという経緯があつてこの機会に廃めたというのであれば分りますが。もう一つは濱松高校にテレグワーズイジョン研究所があつた筈ですが……尤も勉強してないので濱松高校がどの大学に入るか。これは如何でございませうか。

れることになつておつたのでありまして、専門学校におきましては、研究所に相当するような研究施設はございません。でも、研究所という名称を用いませ

れておつたでございます。従いまし
て今般これを各大学の研究所に直し
ますので、例えば山梨高専にござい
ました醸造科学研究所施設及び濱
松高専のテイウイジヨンの研究施設
等は今後とも研究施設として残るの
でございます。これは將來研究所に
なるかどうかとい

ます。それから九州大学にございまして、木村研究所につきましては、今般久留米高専と九州大学が合併いたしました。久留米高専に研究所を統合いたしました。生産科学研究所を統合新設することになったのでございまして、その中に包接されて参つたのであります。

○若木勝藏君 昨日以來文部省令で定
めるといふような場合には、文部省と
しては民主的な方法でこれを行うか
ら、文部省を信頼して貰いたい、心配
がないといふふなことであつたので
すが、私はこの点について伺いたいの
であります、というのは昨年義務教育

ときに、職員の種類、それから定員、定額は政令を以て定める、こういう項目がある、これにつきましては、私は相当しつつかく質問をしたのであります。その際において政府委員の方から十分これは関係団体方面とも協議して民主的に行う、こういうふうな答弁があつたと思つております。ところが

合も中学校における場合も昨年の九月三十日の現在員に対応するような形で決められたのであります。そのために今非常に各地方において問題が起つて

は文部省の方で一方的に決めたのではなからうか、本当に民主的な……、どんな方法でやつたか、それについて御答弁を願いたいのですが、小学校、中学校の方のような問題でありますけれども、掛かつてこの沢山あるところの省令委任事項に関係して来ると思いま

ます。

○政府委員（飢木事弘君） 定員定額は政令で定めるといふことでございますが、今年度は予算におきまして、小学校は従来五十人について一・五が一・三五に、又中学校におきましては一・八が一・七に減少されて予算に計上さ

たしまして定員、定額を決めなければならぬ状態にあります。先程もちょうとこれにつきましては触れましたように、二十四年度の定員及び定額につきましては、只今文部省におきましては各府縣のいろいろな實際上の資料を持つて来て頂きまして、府縣の特殊事

只今決めるように努力中でございまして、その決め方につきましては、できるだけ地方なり一般の実情なり特殊事情を考慮して決めたというふうに考えております。

○若木勝蔵君　その点につきまして地方の実情、そういうことを実際の資料の上に立つて決められるというふうな

ふうな役所系統の者のみによつてやられるつもりか、或いは職員組合というふうなもの、教員組合というふうなものを通して、そういうふうなものと

たいと思います。

○政府委員(齋木幸弘君) 只今縣の方から参つておりますのは、縣當局、地方教育委員會の當局及び組合の方からもしばく文部省に参つておられるのであります、來られる方につきましてはできるだけの各方面の意見を聞いて

す。

○鈴木 一君　今若木委員が尋ねられた点に續いてお尋ねしたいと思うのですが、この定員、定額の件は、結局案情に即して今始められておるとおっしゃいましたが、予算の枠の中でおこなつておいでになるのですか。

ざいます。

○鈴木麗一君　そうするというと、一方では減るところができ、一方では殖えるところができるところ、結果になるわけですが、減るところは相当でできる筈だと思いますが、その通りですか。

○政府委員(鈴木亨弘君)　これは十分

が予算上取れておればそういう困難はないと思いますが、現在非常に予算上減少されました現状におきましては、相当各府縣に對しまして御希望通りに各府縣とも行きませんので、その關係はできるだけ各府縣の事情を聞きまして公平な結論を得たい、そういうふうな考えております。従いまして減つ

参りますところも、多少殖えるという
ようなものも実情によつてはあるかと思
います。

○岩間正男君 新しく六十八になり
ますか、この大学が発足するのであり
ますが、この予算的な措置についてま
あ大体の今とられておる方向について
一應説明を先に求めたいと思います。

○河野正夫君 関連して、私も質問し
ようと思つたのですが、つまり私はそ
の内容といつたしまして、岩間君は現
在とられておるという点でありました
が、一体これだけの計画を現下の経済
事情からいつていう／＼困難はありま
しょうけれども、文部省としてはどの
くらいの予算を持つてやつたら適當で
あると最初考えたかということを取り
たい、そして更に九億四千万円だつ
たかの予算だと承りましたが、その中
新規のものが三億程だと承つておりま
すが、その新しい三億円をどういう
ふうに使われる予定であるかというこ
とが第二点、更に第三点といつたしま
しては、新制大学を設置するために地元
といひますか、地方で可なりの運動を
したわけでありまして、そうして相当
の負担を申出でるわけでありまして、
これを古い施設等をも改めて國が買取
つて始まるかと仮定して、そういう創設
の費用の地方負担がどのくらいになつ
ておる見積りであるかということを取
りたい、この最後の項は教育ばかりで
なくして、地方財政という観点からも
重要であると思ひますので、新制大
学設置に伴う地方負担がどのくらいあ
るか、総額を承りたい。

○政府委員(酒田清助君) 只今の御質
問の前段につきましてお答え申し上げま
す。お言葉にもございましたように、

二十四年度の予算につきましては、
既定経費六億四千万円と、それから新
たに三億円を計上いたしました。その
三億円を何に当てるかという点につ
きましては、これは設備その他の経費と
して充當する予定でございます。尙新
制大学がどのくらい費用を以て完成
する見込みであるかという御質問に對
しましては、昭和二十五年度に經常費
約一億円、臨時費五億円、合せまして
約六億円、昭和二十六年度におきま
しても同じく六億円、二十七年に約六
億円、合計十八億を將來得まして完成
する見込みにいたしております。尙地
方経費のことにつきましては、學校教
育局長の方から御説明があると思ひ
ます。

○政府委員(棚本孝弘君) 今回の國立
學校設置に對しまして、地方で非常な
熱意を持ちまして協力をして頂いてお
るのでございますが、それにつきまし
てはこの設置の計画をいたします当時
に、縣その他でこのくらいの負担はす
るというふうなことを申出でございま
した、その予定計画は大体全部で十八億
二千万円くらいになつております。併
しながらこれは当初の計画でございま
して、その後経済九原則の線に沿いま
して、中央のみならず、地方の経費も
非常に困難になつて参りましたので、
この予定計画に基きまして地方の協力
は、現在の状況では到底望み得ない事
情であると考えられますので、正確に
只今地方がどのくらい負担するかとい
うことはよつと分りにくい状態であ
りますけれども……

○河野正夫君 物も土地も換算して十
八億でしようか。
○政府委員(棚本孝弘君) 大体これ

は金で見積りました。

○岩間正男君 これは河野君の質問と
連関するのですが、この程度で大学
を……、こんなに六十八も発足させ
て、それで相当これはやれるという見
込をお持ちなんではないか、その点お
伺ひします。

○政府委員(日高第四郎君) 最初にこ
の大学の切換えを計画いたします場
に、私共基本的な線を建てまして、現
在の日本の財政的状況から申しまし
て、著しく設備なり内容を充実してこ
の際に発するということは極めて困難
であると考えましたので、一面幾つか
の學校を合して、一つの大学にするの
と、その施設につきましては、大体現
在の施設を基礎にいたしまして、この
計画を進めて参りました。大学の内容
充実につきましては、我が國の経済狀
態と脱み合せまして、漸を逐つて逐次
これを立派な内容なり設備なりに持
て行きたいという計画を建てて参つて
いるのでございまして。従いまして、こ
の当初の予算といつたしましては、決し
て私共十分であると思ひませんけれ
ども、少くとも本年度から発足する最
限度のものは計上して頂いておると考
えております。

○岩間正男君 日本の學制改革の全般
とも脱み合せなければならぬ問題で
すが、そのうち六・三制は御承知のよ
うな状態に今なつておるわけですが、
それから新制高校はどうかという、こ
れも完全運営ということには甚だ遠
い状態です。定時制はどうかとい
うと、これは過般の我々の視察によつ
て見て來たのでありますけれども、こ
の實際定時制に入つておる、つまり定
時制の恩恵を受けると言ひますか、と

にかくそういうような制度の実情を見
ますと、大体實際は全体のものの四
から十％程度のものです。東北ではこ
ういふような実情が非常に出てくるわ
けであります。そこへ二、三日前に通
過を見ました社会教育法案によつて、ま
た地方負担というものは膨大になつて
いる、そこに新制大学というものが発
足する、誠に何と言ひますか、この二
年の間にございまして、全般的な教育改
革が一時に発足したということ、そう
してそのことのために、日本の教育改
革全般の問題が、どつちもうまく行か
ないという情勢が発生しているんです
が、なぜこのやうな、つまり計画性の
ない、企画性のない方式を採らざるを
得なかつたか、その理由を伺ひたいと
思ひます。

○政府委員(日高第四郎君) 御承知の
やうに六・三制が十分行つておりませ
んとときに、大學を立派に出発させるこ
とは、私共も初めから十分な自信を持
つていたわけではないのでありますけ
れども、併し今日の日本の状況を顧み
ますと、殆んどどこにも満足なところ
はないのであります。そういう意味に
おいて私共は完全を期していつまでも
延ばすよりは、不完全でも新しい精神
を以て、新しい制度に乗つて行く
のが適當であるとの確信を以て出發し
たのであります。こういう意味におい
て、或る人は新制大学は單なる専門學
校の看板の塗り替えに過ぎないとおつ
しやる方もあるかと思ひますが、さ
ういふけれども、これは先日も申し上げ
ましたやうに新しい合理的な組織換えをす
ること、いい教師を成るべく集める
やうな施策を講ずること、教育の内容
をできるだけ自由に闊達に、そして

教育の機会均等をできるだけ図るとい
うやうな意味においては、積極的な意
味があることを確信いたしました。不
完全であることは我々も十分承知の上
で、しないよりはこの方がいいという
確信を以て計画を建てているのであり
まして、決して無計画とは考へており
ません。

○岩間正男君 今の御答弁の中でしな
いよりはした方がいいというその考
え方ですね、そのことが今日六・三制を
ああいふぶざまな形に陥れておる根
本的なものじゃないかということを私達
は指摘したいのであります。実は私の
質問した要点には答えて頂けなかつた
と思うのであります。私はなぜこ
ういふやうな事態に追込まれたやうな形
で発足せざるを得なかつたか、その理由
はどこにあるかということをお尋ねし
ておるものであります。これについて
お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(日高第四郎君) これは日
本の今日の特殊事情に基づくものと御判
定頂きたいと思ひます。
○岩間正男君 まあ特殊事情というこ
とに含みがあるやうに聞いたのであり
ますが、一つはこやうなものであり
ますが、ところが成長して行く、その受
入れ態勢がない、そうすると大學を早
く発足させない間に合わない、こ
ういふ事情があつたわけですね、これ
一つ。それからもう一つその裏の方に
特殊事情があつた、こやういふやうに解
釈する、こやういふわけでありませ
んか。
○政府委員(日高第四郎君) そやうい
ふ表面的な事實だけではございませ
ん。
○岩間正男君 その特殊事情なるもの
をもう少し分析して話して頂くわけに

は行かないかと思ふのであります。

○政府委員(日高第四郎君) これは日本の敗戦という特殊事情であります。

○岩間正男君 そうすると何かどうも特殊事情という恰好で追込まれたというふうな印象を受けるのです。今の御答弁を伺うと……どうもそれは頗るまずいと思ふのであります。それは日本の教育改革は、日本が世界にボツダム宣言並びに……なそういう諸条件によつて公約した教育民主化を通じて、日本の平和、自由、独立というものを確立する、民主主義を確立する、こういうところにあると思ふのであります。そうすると文部省はそういう受身の立場で、止むを得ずしてどうしたもこれはやらなくちゃならない、敗戦という特殊事情によつてどうしたもこれはやらざるを得ないという消極的な態度によつてこれをなされたのであるかどうか、その点を伺いたい。

○政府委員(日高第四郎君) 決してそういう消極的な事情だけではありません。日本を如何にして真に民主的な真に平和な文化的な國家にするかというような積極的な意味も十分考へての上でいたしたのであります。私共は決して単に受身でこれをやつてゐるのではないことを御了承頂きたいと思ひます。

○岩間正男君 日本の平和、民主化といふものを狙われるということは非常に結構であります。それがつまり裏付のない基礎のない、もつとはつきり言へば経済的な、それを受入れて情勢を本当に成熟させるというふうな基礎的な条件を欠いておるような実情の中で、そういうものを発足させるというところで、果して眞の民主的な裏付

のある実体のあるものにするのができるかというところは、非常にこれは論議のあるところだと思ふ、それでこれは古い言葉であります。股鑑遠からず六・三制がすでに前車の覆りを見せおるのではないか、そういう中においてなぜこういふような一つの混乱の收拾のつかないさなかにおきまして、このような大学法案を一体提出しなればならないのであるか、というその眞の理由が私にはよく分らないのであります。この点もつと徹底的に一つ御答弁を願ひたいのであります。

○政府委員(左藤義隆君) 日本をこの苦しい状態から再建いたしますのは、教育というものの持つ力が非常に大きいと思ひます。只今申しました非常に苦しい中にも何とかして六・三がこゝまで進行しまして、大学も発足して、その努力によつて、國民の努力によつてここに経済的な充実ができて、十分な裏付をするように、鐘が先か鐘木が先か、相並んで進んで行きたい、かように存じておりますので、その点一つ御了承をお願いいたします。

○高良とみ君 議事進行をお願いいたします。この質問は私共も幾らでも論ずる問題は多いのであります。この教育改革の大切な時に当りまして、無限の質問をやつて行けば、切りもないのであります。この法律に従ひましていい学校のできますることをお願いいたします。暫らく仮すに時を以てし、私共も監視を怠らないで行きたいと思ひますので、この辺で御採決を願ひたいの動議を提出いたします。

○委員長(田中耕太郎君) 高良君の動議に……

○松野喜内君 岩間委員を初め、熱心に連日この問題については論じて來た次第です。実に徹底的にいつまでも論議したい氣持は誠に同感であります。何にしても会期は明日に迫つておるのであります。この点我々今高良委員のおつしやる通り、質疑を打切つたらどうかということに御同調願ひたい、私も賛成いたします。

○岩間正男君 今の動議の前に……

○委員長(田中耕太郎君) どういう御発言です。

○岩間正男君 やはり明らかにしなればならないのは、今の経済の問題と教員の質、その問題は一番重要で、

○委員長(田中耕太郎君) すでに動議が出ておりますから。

○岩間正男君 こういう問題は、残つておるうちにやはり十分盡して、時間がまだ三十時間以上あると思ふ、だからそういうことは明らかにされること、それが程差迫つておりませんかと思ふので、外の諸君にもまだ質問があると思ふのであります。これを継続されることを切望いたします。

○委員長(田中耕太郎君) ちよつと申しますが、まだ諸君が沢山残つております。その審議にも相当時間が必要じゃないかと思ひますので……

○委員長(田中耕太郎君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(田中耕太郎君) 速記を始めます。それでは質疑は十分間として、今十五分です。二十五分までお一人二分ぐらいにして頂きたいと思ひます。

○岩間正男君 それでは地方財政にどういふ影響を與えるかということに第一

一点としてききたい、それから第二点は教員の、これは非常に多くの教員がおると思ふのであります。これを一體どのように補充し、どのように養成するかということが、大学法を充足させる重要な問題であると思ふのであります。この二点についてできるだけ詳しく説明して貰ひたい。

○政府委員(細木孝弘君) 地方財政につきましては、私共地方に強制するといふことはいたさないでございまして、大学への援助をお願いしたいと思つております。それから教員の補充でございまして、これは程度、素質を向上させるためには、早急に立派な教授が充たされることは考えられませんが、相当の年月を俟て頂かなければなりません。が、併し尙完成年度までは四年間ございまして、できるだけこの教員の再教育その他によりまして、現在の人の向上、及びいい教員を養成する方途に向つて全力を注いで参りたいと思ひます。

○鈴木一君 極く簡単に答えて頂きます。簡単に問いますから。六十八校中十七校程研究所を持つてゐるようでありまして、この研究所の設置は今後非常に増加されるのであります。

○政府委員(細木孝弘君) 研究所のあるべき案につきましては、只今今回でございました學術會議におきまして相当研究をさせるべきものだと思ひます。恐らく學術會議におきまして、將來の研究所を如何にすべきか、多くすべきか、若しくは統合すべきか、そういうふうな問題について研究をされたものが、政府に対して勧告になる問題だと思ひますので、その勧告を俟つて考え

て参りたいと考えております。

○鈴木一君 今度のこの研究所の予算は、先に予算が取つてあつて、後で新らしくできたもので入れて分配したものでしょうか。

○説明員(森田孝君) さうでございます。

○鈴木一君 もう一点だけ。沢山の研究所の中に……東京教育大学などに、教育研究所というものを設置されるべきが当然ではないかと思ひますが、そういうことは……

○政府委員(田中耕太郎君) 教員養成につきましては教員養成協議会の答申を待つて將來考究されるだらうと思ひます。

○梅津錦一君 重大な質問であります。政府の態度なり、或いはこれに対する対処方法を明快にお答え願ひたいと思ひますが、目下大学生がこの大学設置法案に絡まる幾多の疑惑のために、今期の新聞では百十一校すでにストに入つておつて、そのストがますます拡がるような様相を呈しておるのであります。この問題は單に学生を刺戟してゐるということばかりでなくして、その学生の裏に、後におるところの父兄も或いは一般大衆も大きな関心を持つておると思ひ、腕を拱いておつていい問題でないと思ひますが、こういう問題がこゝ程さうに刺戟してゐるその実体がどこにあるか、それに対して政府は調査が進んでおるか、又進んでおるとするならば、このストに対するところの善後措置をどうするか、これを野放図に構わんで置くわけには行かないのであります。この点に對しましては單に文部省ばかりの問題ではないと思ひ、日本政府の問題である

私は考えますので、文部省並びに政府、府といつても最高責任者はおりませんので、総理大臣にききたい問題ですが、文部省だけの見解を成るべく丁寧に御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(日高第四郎君) 今度の学生の手引書の中には相当誤解とそれから臆測が入つておると思うのであります。先程もお話がありましたように、学校設置法の中に先程申しましたようないわゆる大学法試案というよりなものが織込まれて、隠されて、そして頭を將來出してくるのではないかと、いろいろなこともあつたように聞いております。私はそうであらうと思ふのであります。学生諸君が日本の將來のために、日本の文化を低くしないために憂うる氣持は私達と全く同感でありますけれども、ただ現実の事實を十分に突止めないで結論に走ること、やはり政治的訓練が足りないといふことは思つておるのであります。この点は將來と雖もいろいろ誤解の起らないように、文部省も十分事實を表明したいのと同時に、学校当局にもこの事實を成るべく速かに知らせ、学生諸君の誤解を予防防ぎたいと思つておるのであります。

それからもう一つは、この法案を國の最高の決議機関であり、又最も信頼すべき國會において御審議になつてこれが通るようになりますれば、誤解は一掃されるものと期待いたしております。その他のものについて、目的のために特にストライキそのものを目標としてやるようなものについては、これは別に指導を要するかと存じております。

○梅津錦一君 河野君の時間もあるのですが、……、そうしますといふと、この誤解を解くのは國會の審議によつてなされるということでございますが、すでにこの法案の通ることを惧れておりますので、若しこの法案が通つてもこの誤解は私は解けない、そこで政府並びに文部省当局はこのストライキに対して声明を發する用意ありや否や、このことをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(日高第四郎君) これは情勢如何によつては声明を發するかも知れませんが、私は國民が國會を信頼する限り、國會自身が差支ないとしてお通し下さるようなことがあれば、國民はこれに信頼して誤解は解けるであらうと期待いたしております。

○委員(田中耕太郎君) 別に御発言ございせんか。

○委員(田中耕太郎君) 御発言ございせんか。

○委員(田中耕太郎君) 御意見のない方は賛否を明らかにしてお述べをお願いしたいと思います。

○鈴木一君 私は誠に抽象的な言ひで相濟まないと思つてあります。が、由來大改革が行われるときには常に行き過ぎることが多いということ、これを反省させられるのであります。すべて事が大改革、大革新といふときには非常にその振幅が大に過ぎます。で、いつも反動が予想される通りに起つて來るのであります。そこでいつも過ぎることを心配する者は、ややとも

すると大事をとり過ぎて眞に定まり止まる所に及ばないで、又一歩過ぎるときには、これ亦眞に止まる所を逸してしまふのであります。この法案はそういう見地から見ますと、我が國の教育制度の一大改新に當面しておるときに、その眞を決すべき非常に大きな法案であると考えざるべきであります。併しながらこの内容がどうも一面から見ますと、心配の度が中に盛り込められ過ぎておるようになり、不安を増大しておる点が多いのではないかと、思ふのであります。例へば政令、省令といふものが多く中に取込まれておる点は、そういうふうには考えられるのであります。こういう点を纏めて、本案は非常に論議が繰返されたのでございまして、眞に改革時における法案として至れり盡せりという自然のうちに纏め上げたというふうな氣持を強く持つておる者であります。併しながら大分時間も迫つて参りましたので、その靜かに磨きを掛けるというところが欠乏して参つたように考えられます。これが一たび議を盡されて安定しました法案になりますれば、自然に不安といふものは除去されて、そしてそこからのこの法案の目的というものが自然に運行するようになる筈であると思ひます。連日幾多の法案審議がむしろ急速に行われ、短時間にこれを結末を見なければならぬといふやうに追い込まれて來たのは本委員会、本法案ばかりではないのであります。が、特にこゝろに會期が迫つて参りますと、何とも不十分の感が強くて仕様が、少くともこの法案は

我が國教育學問の画期的な而も最高の学府である新しい大學を發足せしめるといふようなその決定をすべき重大な法案でありますところから考えまして、どうしてもこの法案は更に内容容的にもっと深く検討されてでべき上らねばならないのだと確信をしております。文部省自身もこの出發には自信がないといふやうなことも言つておられるところから考えまして、私はこの感を深くするのであります。そういうやうなわけでありまして、この法案は幾多の疑問を含まれながらも本委員会において採決の段階まで來たわけでありまして、自然に磨かれて安定し、決定して行つた法案だとはどうして考えられないし、こうした不十分な一点からしましても、少くとも新大學の發足に對しましては私は心配があるものであります。こういう意味よりしまして私は本案に賛成だと言ふ勇氣を出し得ないのであります。で、ここに率直に私は反對を表明しなければならぬと思つております。

○堀越龍郎君 私は緑風會を代表いたしまして本案に賛成いたします。我が國の教育制度の發展に画期的な改革をしまして發足するものであり、一日も早く法案の成立を見まして發足されることを希望する者であります。ただ先程から政府委員の説明を聞いておりまして、その予算措置において十分でない点が非常に遺憾と思つてあります。そういう点から地方負担が増加して地方財政を圧迫することのないよう今後十分の予算措置を講ぜられ中に盛り込まれておりますやうな政令、省令といふやうなことの不安に對する先

程からの政府当局の御答弁がありましたが、我々はそれを信頼してこの法案が十分に運用されるよう希望いたします。賛成いたします。

○藤田芳雄君 私は國立學校設置法案といふものが、立派なものが一日も早くできることを希望する者であります。が、残念ながら只今議題になつております法案には賛意を表し難いのであります。理由が重複いたしますけれども、自分の思つてゐることを述べさせていただきます。

先ず第一に、先程も各位から申されましたやうに財政的な裏付けが誠に少ないのであります。殊にそれが結局今最も窮迫しております地方財政への圧迫を來す原因とも思われ、それなくしてさえ地方財政は今や崩壊せんとしております。そこへ加えて又こうしたものが出て行くことはそれに拍車を掛けるものと思われないのであります。その点今の形では發足することが非常に危険な形になる。

第二は、只今も鈴木委員からお話があつたのであります。が、この重要な法案を審議する期間が非常に少かつたために私共の質問なり、或いは私共の考へております点を十分に聴き出し、又その修正する余地さえ持ち得なかつたことなのであります。ですからこの法案の不備なところは質問のところでどこに出たりしまして、例へば單なる學校の名稱にいたしまして、ここへ載せたものを又変更しなければならなくなりましたし、或いは同じ國立大學でありながら或るものは國立の名前が付き、或るものは付かないとか、或いは又妙な形から特殊な何か因縁があるのかないのか分らないやうな名前を特

に付ければならぬという点
もあり、その他いろいろ審議すべき不
備な点が多々あつたと思ひのでありま
す。それらも仮すに時日を以ていたし
ますならば今少しそうした欠陥を直し
得たと思ふ。

それから堀越委員からもお話のあり
ましたように、重要な部面に政令並び
に省令によるというやうなものが出て
おりまして、これが相当一般社会、殊
にこの方面に熱心に、殊に我が國の最
高学府の學問の獨立を願ひ、健全な發
達を希望する者であればある程、そこ
に非常な不安を持つて出て來ておる、
それに対して先程私留守にはいたして
おりましたけれども、特に御質問下さ
つて文部當局からその点不安のないよ
うな御答弁があつたのでありますけれ
ども、私といたしましてはさういふ
答弁に拘らず、法案そのものにすべ
に誰が見ても一見してさうした不安の
ないやうな形に修正がしたかつたので
あります。それらの根本的なものとい
つたしましてはこれの裏付になるところ
の大學令でも申しますが、或いは大
學管理機關でも申しますが、さうし
たやうな關係した法律がこゝへ出て來
なければならぬ、或いは私立學校の
法案にいたしまして、これが出て來
なければ完全に理解のできない法案に
なるのではないかと思ふ。ですから仮
すに審議の時間がありますれば、若
しも政府の手でできないならば我々の
手でもさうした法案を作りまして、
さうしてこの國立學校設置法案が、誰
が見えても手離しに、説明なしに安心
して、本當に最高学府として發足で
き、學問の獨立も自主性も持ち得られ
るやうな法案となし得ることができ

と思ひますが、さうした審議を遂に
やらなかつた、さうした形の上でこの
法案を今出して行くといふことは、必
要なことは確かに必要だと私も痛感い
たしますけれども、その結果、又先程
指摘されましたやうに六・三制の教育
のごとく甚だしく混亂に陥ることを惧
れますために、このまゝの形において
は残念ながら賛成いたしかねるという
意味を申述べまして、反対の意思表示
をいたします。

○岩間正男君 私はこの法案に反対で
あります。その理由はいろ／＼ありま
すが、先程から述べられましたやう
に、先ず財政的な裏付けがない、さう
してそのために先程質問いたしました
やうに、日本の統一、教育改革の
系統的な發展の上にこれは立つていな
い、さうしてそこに計畫性が非常にな
い、さういふ形で一番重要な教育の内
容を本當に培つて行くところの裏付け
としての財政措置がないといふこと
が、基本的なこの法案に対して反対せ
ざるを得ない理由であります。

先程から申述べましたやうに、六・
三制で我々は案にもあらぬやうな
無計画、さうしてその置かないよりは
ある方がいい、一寸でも進むといふこ
とによつて現実はどうかといふと、実
は何百歩か後退してゐる、教育内容は
最初の目標に対して接近するどころか
非常に逆の傾向を辿つてゐる、殊に
六・三制の六の場合なんか、教育の非
常に重荷と破壊的な條件が起つてゐる
のであります。さういふやうな最中に
ありまして、地方財政を非常に圧迫す
るやうなこの法案の実施が、地方財政
の混亂の中で、而も地方自治といふよ
うな自治体の上に乘せて發生させるよ

うな形で、國庫からもこれは負担が非
常に少いといふ本來の性格の下に發足
させることはとても不安でたまらない
のであります。我々はこの大學の眞
の發生、眞の育成を望むが故に、その
第一点におきまして先ず反対の意向を
持つてあります。

第二点は、この法案は、大体この法
案が成立する過程を見ますといふと、
十分に民主的な手法がとられていない
といふことでもあります。先ず第一に、
設置基準といふものが設定されてお
り、多くの關係者の意向を十分に聽
き、その上に立つてなされてゐるので
なく、実は設置委員會なるものが、
そのやうな人民の意思とは無關係に
その間に作られ、さうしてその設置
委員會にこの問題の重要な、この問題
を解決する権能を與へまして、その中
で設置基準が設定され、更にこの法案
が立案されたといふやうな形を辿つて
おるのであります。この委員會そのも
のの形、更にそれによつて作られたと
ころの設置基準といふものは、十分に
これを民主的なものと我々は断定する
ことはできない、さういふ措置によつ
て急速に而も十分な自信がない形で、
發足しないよりは發足する方がいいの
だ、或る場合には十分自信が持て
ないが發足させる、さういふやうな形
で發足することは非常に危険でありま
す。そのことが今日の例えば今全國に
起つておりますところの學生盟体のよ
うなものを惹起したところの主なる原
因ではないか、さういふことが考えら
れるのであります。もつと当事者の要
求といふものを眞に聞き、把握し、こ
れを一つの立法措置の中に十分に含め

るといふことは今後のこれは教育行政
の中で非常に重要な問題なんでありま
すが、さういふやうな措置が十分とら
れていない、だから従つてさういふよ
うな天下り的な法案に對しまして、今
まで當事者の、殊にこの大學に對して
最もその將來立体的な立場をなすこと
の學生たちが、反対の運動といふよ
うなものを展開してゐるというやうな
形で現れておるのであります。この
問題を文部省が十分に取上げてこの
問題を十分に解決するといふやうなそ
ういふやうな民主的な方法がとられな
かつたならば、たとへこのやうな法案
が実施されたとしても、今後の運営に
おいて果して円滑を期し得るかどうか
といふ点において非常に疑問を持たざ
るを得ないのであります。さういふよ
うな点を私は第二点の反対理由とする
のであります。

第三点ではこの大學の一体、実はど
うなるか、内容はどうかといふ問
題であります。即ち私は大体この法案
によりましてといふと、今までも述べ
て來たのであります。内容は非常に低
下するのではない、いわば從來の高
等學校にちよつと毛の生えたものに大
學といふ名前を付けて發足させる、成
る程日本の各府縣に一つ以上の大學が
できて喜ばしいといふやうな形になる
かも知れませんが、これは日本人が今ま
で持つたところの大學に對する迷信に
近いやうな、信仰に近いやうな一つの
幻影、さういふやうなものをこの國民
が何といふやうな非常に愛好してお
つた、さういふやうな心理と連關しまし
て、結局まあ大學ができる、さうい
ふことにおいて一應形においては喜んで
おり、又それに努力をしたといふやう

なことが見えるのであります。殊に去
年あたりの請願を見ますといふと、こ
の部分で大學設置に關するところの運
動であつて、各地方で爭奪戦が行わ
れ、名稱についてもいろいろの問題が
起き、それから更にこの中心の學校を
運営する機關をどこに置くか等で爭奪
戦が展開された、併しながらさうい
うな形でこの問題が小さい地方の方
に段々累積されて、大きな基本的な問
題がさういふやうなものにすり替へら
れるといふ方向について、私は今後の
教育行政上これを警戒しなければなら
ない、これは人民が大學の設置に對し
て非常に熱望しておるというやうな、
文部省の若し考え方であらうことを
取上げておるとしたならば、私は更に
そこに開きがあるのじやないかと思
ふのであります。それはさういふやうな
ことではなくして大學といふ名前が欲
しいのであり、その實體については恐
らくこれを実施して見れば私はそのよ
うな人たちの間に非常な不満が起るの
ではないかと思ひのであります。従つ
てこの専門的な研究、從來日本の學
の中に持つておりました、これはよい意
味も悪い意味をも含めて言ひのであり
ますけれども、よい面、さういふやうな
専門的な研究の方向において質的低下
があるのではない、學の尊嚴確立とい
ふものは殆んど維持されるやうな態
勢になつておるかどうか、これには疑
わしい点があるのであります。更に大
學院といふやうなものが當然この法案
の中で規定され、そしてもつと高度な
學の系統といふものが打立てられるこ
とが望ましいのであります。さうい
ふものに対する顧慮も十分にやる暇も
なくて早急にこのやうな法案が提出さ

れた、こういうことにつきましては私は第三の反対理由とするのであります。

その他の問題としましてはこの法案の設置に当りましていろいろの問題があると思ひますが、例えば名称の問題、こういうような点については先程からこれは心配がないのである、飽くまでも民主的に運用するのであるから、この点については何ら不安がないのだというより文部省側の答弁があつたのでありますけれども、併しながら今までの行政の中におきまして学生の自治を相当弾圧する、そういうような行政措置がしばしば行われたのであります。こういうような不安が残つておるからして今日やはり文部省令によつて定められるということに対して学生たちは十分に心の底から承服することができない、こういうふうな不安がもつと明確にもつと法律化される必要があると思ひますが、そういうような法制措置をとるだけの十分の時間もこの法案の審議のときには與えられなかつたのであります。

こういうような以上の点を総合して考えてみますときに、どうもこの法案を日本の現実の態勢の中で発足させるということは、恐らく徒らに大学という名目を掲げて、実は内容のないところの事態に陥るということが余りに我々として先が見られるのであります。我々としては先におきまして我々文部のこの立法に携わつておる者として、これは、このように見通しを持つた法案に對しましてはこれは自分の職責におきまして俄かに今ここで賛成するとい

うことは当然これはできない。もつともつこの法案を練り直して、もつともつと民主的な手段を講じ、そうして十分に関係者の参加を望んで、そうしてこのような法案が、本当にこれは人民大衆のものであるという形において発足することが望ましいのであります。こういう法案の性格、並びに日本の経済的な現実、こういうものとの連関におきましてこの法案が持つておる危険性を指摘して私は反対討論といたしたいと思ひます。

○委員長(田中耕太郎君) 外に御発言ございませうか。

○河野正夫君 社会党の立場からこの法案についての意見を述べます。この法案の我々にとつて不満だとするとこれは、第一に法的な準備が不完全であるといふことであります。この設置法と共にいふ、それ以前から國立大学の設置基準法、大学行政法という法律のものが相當に公開審議されて、而も法律的な制定を見ておらなければならなかつた、こう思ふのであります。それなくして突如としてこういう設置法のみ出て來るの、多くの不安と、而もいろいろの障礙を予想せられるということが我々の不満の一つであります。

第二に他の委員からも発言がありましたが、新しい出資に際して予算的な裏付けが少いということが不安の第二点でありまして、これは先程年次計画的なものを伺ひましたけれども、六・三制、新制中学の出資に際して極めて少量の予算しか得られず、その後長い間の政治的期待を以て、而も今日において國家支出が零になつてい

いうような現状からこの予算の將來といふものに対して我々は責任を以て考へることができない、こういう不満があるものであります。

第三に政令委任について、勿論実施に當る場合に細目について政令に委任することは差支ないものでありますけれども、こういう情勢下にあつていろいろな諸般の情勢を勘案いたしますと、いまだ少し深切に施行法という別法律を以てしてでもここに大綱は法律で以て規定すべきであると思ひます。岩間委員も言われましたけれども特に我が社会党としては從來の態度からしても当然ここで修正案を提出する義務を感じるのであります。併しながら時間的にその余裕がないのと同時に正直に告白いたしますと、我々はその資料が十分に揃つておらないのであります。各六十幾つかの大学のおのづからいふところの、例えば定員、職種、そういうものについての別表を作らなければならぬ、講座についての別表を作らなければならぬ、こういうことが我々には不可能なのであります。ただ先程政府委員からの説明のあつた程度の何ヶ條かの政令ならば我々としてもそれを法案化して法律で以てすることは可能であると思ひます。ですから、それさえもこの際修正の余裕がない、こういうふうな追い詰められて法案が出されたということ、而も政令委任事項が多いということ、最後に我々はこの法案について確にその必要性を痛切に感ずるのであります。昨年来各府縣の当局乃至は住民、

学生、教授諸君という方々が新しい大学法の設置を自覺して猛烈な運動を展開し、而も多くの地方負担を敢て申出でているくらいであります。或いは新制高等学校が卒業生を出した、この卒業生の行先というにつては、これは当然逡巡を許さない、時間的にもはや三月卒業以來今日まで遊んでおるということに對しても我々は責任を感じるのであります。併しながら一方において、法案に最高の完全性を要求しないとしても、もう少し満足するものを作るだけの時間的余裕がない、一方においてその必要性を痛感する、こういう態度決定の困難さに追いやられておるのが我々の現状であります。この故に我々は非常に長い間文部委員として社会党に属する者は非常に慎重に論議したのでありますけれども、結論としてこの法案が通つて、新制大学が出發した場合に、將來に亘つて責任を負うことができない、我々はこの法案を通すことは簡単にできますけれども、將來に對して責任を負うことができない、という一点が結論となつたのであります。故に遺憾ながら反対をいたします。

○委員長(田中耕太郎君) 御意見も盡きたようであります。討論は結局したものとして御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) 御異議ないと思ひます。それではこれより採決に移ります。

衆議院の修正しました國立学校設置法案を議題といたします。本案を可決

することに賛成の方の御起立を願ひます。

〔起立者多数〕

○委員長(田中耕太郎君) 多数でございます。よつて國立学校設置法案は多数を以て可決することに決定いたしました。

○委員長(田中耕太郎君) 御異議ないと思ひます、それでは左様取計いたします。尚署名も型の通りをお願いいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) それでは本日はいこれで散會いたします。

午後五時五十七分散會

出席者は左の通り。

多数意見者署名

高良 とみ 木内キヤウ
堀越 儀郎 深水 六郎
山本 勇造 大隈 信幸
西田 天香 左藤 義詮
松野 喜内

○委員長(田中耕太郎君) 御意見も盡きたようであります。討論は結局したものとして御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) 御異議ないと思ひます。それではこれより採決に移ります。

衆議院の修正しました國立学校設置法案を議題といたします。本案を可決

深水 六郎君	梅原 眞隆君	堀越 儀郎君	高良 とみ君	西田 天香君	山本 勇造君	鈴木 憲一君	藤田 芳雄君	國務大臣 文部大臣 高瀬莊太郎君	政府委員 文部政務次官 左藤 義詮君	文部事務官 (學校教育局長) 日高第四郎君	文部事務官 (文部省學校教育局長) 劔木 亨弘君	文部事務官 (教科書局長) 稻田 清助君	說明員 文部事務官 (大臣官房文書課長) 森田 孝君	

昭和二十四年六月十四日印刷

昭和二十四年六月十五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局